

同一年度に本会が定める競走に優勝した馬に対する褒賞金交付基準

平成 12 年 1 月 1 日設定

平成 13 年 1 月 1 日改正

平成 14 年 1 月 1 日改正

平成 29 年 1 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この基準は、競馬番組の一層の充実及びわが国の競走馬の資質の向上を図るため、本会の競走馬登録を受けている馬が同一年度に本会が定める複数の競走のすべてに優勝した場合に褒賞金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象馬)

第 2 条 褒賞金の交付対象馬は、別表左欄に定める要件を満たした馬とする。

(交付対象者)

第 3 条 褒賞金の交付対象者は、交付対象の競走のうち最後に実施される競走に出走したときに、現に交付対象馬を所有していた馬主（共有馬にあっては共有代表馬主。）とする。

(褒賞金)

第 4 条 褒賞金の額は、別表右欄に定める額とする。

2 交付対象馬が内国産馬である場合は、当該馬の生産者（競馬番組一般事項Ⅷ－10－(1)に定める条件を具備している者に限る。）に対して前項の褒賞金の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を交付する。

別表

交付対象馬	褒賞金の額
皐月賞，東京優駿，菊花賞のすべての競走に優勝した内国産馬	1 億円
同一年度に大阪杯，天皇賞（春），宝塚記念のすべての競走に優勝した馬	内国産馬 2 億円
同一年度に天皇賞（秋），ジャパンカップ，有馬記念のすべての競走に優勝した馬	⑥ 1 億円

附 則

この基準は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。